

鯖 監 第 179 号
平成 26 年 3 月 20 日

鯖江市長 牧 野 百 男 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 平 岡 忠 昭

行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定より、監査結果に関する報告書を提出します。

第1 監査の趣旨

1 監査テーマ

備品の管理、活用について（継続）

2 選定理由

備品は市の貴重な財産であり、効果的・効率的な活用が求められている。

地方自治法第237条において、物品は「財産」として規定されており、地方財政法第8条で「地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定められている。

職員一人ひとりが、備品は公金により取得されたものや市民などから寄贈を受けた市民共通の財産であることから、日常的な維持管理は現金と同じように適正に行わなければならないことの重要性を認識し、法令遵守はもとより、事務処理にあたり一層の注意と責任をもって、効果的な運用にあたることが望まれる。

物品の中の備品について、適切に管理され効率的に活用されているか等の観点から検証し、今後の適正な物品管理事務や運用改善に資することを目的として、昨年に引き続き現地監査を実施した。

第2 監査の実施概要

1 監査の対象

平成18年4月～平成25年10月までに取得した備品

2 監査対象課

教育委員会 進徳小学校・神明小学校・立待小学校・東陽中学校

3 監査実施期間

平成25年12月18日（水）～平成26年2月24日（月）

4 監査の方法

昨年に引き続き、備品の管理・活用状況を把握するため、平成18年4月～平成25年10月までに取得した備品について、備品管理台帳システム（財務会計システム）に登録された中から監査委員事務局が抽出した備品について、当該備品を管理している学校で現地監査を行った。なお、調査内容については、昨年実施した調査票回答を参照して行った。

5 監査委員による実地監査

平成26年2月21日（金）～24日（月）の期間において、監査対象とした学校へ出向き、現物と関係書類等を確認し、必要に応じて説明を求め現地監査を行った。

実地調査日	監査対象部局名
2月21日（金）	教育委員会 神明小学校、立待小学校
2月24日（月）	教育委員会 進徳小学校、東陽中学校

6 監査の着眼点

(1) 備品の管理状況について

- ア 標識の表示は適切か
- イ 備品台帳の整備は適切か
- ウ 定期的に現物確認がなされているか
- エ 保守、点検は適切かつ効率的になされているか
- オ 貸借手続きは適正か
- カ 所管換手続きは適正か
- キ 廃棄手続きは適正か

(2) 備品の活用状況について

- ア 利用状況を把握しているか
- イ 利用頻度の低いものや利用実績のないものはないか
- ウ 有効活用策は検討されているか

第3 事前調査および実地監査の状況について

1 監査対象備品の購入状況

今回、行政監査の対象としたのは、平成18年4月～平成25年10月までに取得した備品である。備品管理台帳システム(財務会計システム)にて管理している部局別備品購入数の状況は、以下のとおりである。【表1】

※平成25年度については、年度途中につき表示しない。

※寄附により取得した備品および文化の館において購入した図書類は計上していない。

※機構改革により部局名は変遷しているが、平成25年度現在の部局名で取りまとめた。

【表1】

部局別備品購入数の状況

〈平成18年度～20年度の購入状況〉

部局名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	数量	購入金額 (円)	数量	購入金額 (円)	数量	購入金額 (円)
総務部	92	2,519,664	203	6,184,546	526	4,972,105
政策経営部	25	1,578,130	60	10,412,917	191	16,334,105
健康福祉部	446	18,206,424	241	22,228,375	363	18,781,451
産業環境部	66	3,397,745	33	2,187,096	20	2,494,490
都市整備部	49	11,777,195	49	7,034,066	39	5,121,793
教育委員会	1,976	49,068,917	2,135	66,752,915	1,899	46,656,873
議会事務局	2	57,015	6	71,557	4	218,840
会計課	0	0	0	0	1	125,443
監査委員事務局	1	94,069	0	0	0	0
合計	2,657	86,699,159	2,727	114,871,472	3,043	94,705,100

〈平成21年度～23年度の購入状況〉

部局名	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	数量	購入金額 (円)	数量	購入金額 (円)	数量	購入金額 (円)
総務部	1,188	10,173,807	205	7,227,324	1,159	5,693,965
政策経営部	55	16,234,758	52	2,840,627	98	11,952,348
健康福祉部	215	9,514,803	560	14,778,985	265	15,357,431
産業環境部	39	126,503,413	180	6,382,400	39	2,740,971
都市整備部	35	5,566,745	11	788,225	19	25,053,214
教育委員会	3,366	120,207,172	3,945	59,090,654	2,689	55,275,264
議会事務局	2	95,235	3	82,740	0	0
会計課	0	0	0	0	2	43,905
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0
合計	4,900	288,295,933	4,956	91,190,955	4,271	116,117,098

〈平成24年度の購入状況〉

部局名	平成24年度	
	数量	購入金額 (円)
総務部	569	24,462,798
政策経営部	104	8,226,550
健康福祉部	126	5,107,809
産業環境部	13	4,065,150
都市整備部	13	1,963,824
教育委員会	2,497	71,018,268
議会事務局	0	0
会計課	0	0
監査委員事務局	0	0
合計	3,322	114,844,399

2 実地監査状況

現物と備品台帳との確認を行うため、1件10万円以上で購入した備品について調査を実施した。調査の結果、不適切な管理の実態や改善等が必要な実態も見受けられた。

【2月21日実施】

<神明小学校>

対象とした備品の管理はおおむね適正に処理されていた。

<立待小学校>

対象とした備品の管理はおおむね適正に処理されていたが、標識（備品シール）に表示された取得年月等と備品台帳に差異があり、現物が特定できないものが一部見受けられた。

【2月24日実施】

<進徳小学校>

対象とした備品に標識（備品シール）の貼付がないものが多数あり、保管場所が曖昧で、現物確認が速やかに出来る体制ではなかった。また、昨年度の調査票回答から廃棄予定とされていた備品について手続きがされないまま保管されており、不適切な状況が見受けられた。

<東陽中学校>

対象とした備品の管理はおおむね適正に処理されていたが、標識（備品シール）に備品の品名、備品番号等の明細表示がないものが一部見受けられた。

第4 監査の結果

1 備品の適正管理について

(1) 標識（備品シール）について

鯖江市財務規則第220条において貼付が義務付けされている標識（備品シール）を貼付していない備品が見受けられた。昨年度の調査時に標識の貼付できない理由として、形状により付することが適さないと回答のあった備品について、他の学校では直接表示する等の方法により表示されていた。なお、取得年月のみの表示で、品名、学校名、備品番号の表示がないものが見受けられた。保管管理の責任を認識し、適切な方法により表示するよう努められたい。

(2) 現品と備品台帳の照合および備品台帳の整備について

鯖江市財務規則第221条に記載のある帳簿（様式第77号）がどの学校にも見当たらなかった。実地監査を行った中で、現物と備品台帳の照合において、保管場所を特定できない実態もあった。備品は定期的に現物と備品台帳を照合し、現物確認が速やかに出来る体制を整えることで管理が容易になると思われる。適切な事務処理により、備品管理システムを活用して備品台帳の整備に努められたい。

(3) 備品の保守、点検について

備品の保守、点検を行っていない備品が見受けられた。良好な状態で常に供用することができるようにするためには定期的・計画的な備品の保守点検が必要である。鯖江市財務規則に基づく物品管理者による備品の点検を実施されたい。

(4) 貸出状況

今回、調査した備品において、昨年度の調査時に過去1年以内に貸出したことがある備品は2点のみであった。備品の活用の観点から、貸借を行うことは有効策であり、備品の所在が不明にならないよう鯖江市財務規則に基づく適正な手続きを行った上で貸借を推進されたい。

(5) 備品の廃棄について

十分な検証を行った結果、今後使用される見込みがないと考慮される不用品については、適正な事務処理（廃棄の決定を行い、速やかな処分等）を検討し、適切に処理されたい。

(6) 管理体制について

物品の管理の実際の事務は、市長からの権限の委任を受けた物品管理者が行っており、一義的には執行機関の所管事項であるが、今回の監査において、貼付が困難な備品についての標識（備品シール）の取扱いや現品と備品台帳の照合等、結果として各学校での対応に差が見られ、日常的な管理が徹底されていない実態が見受けられた。備品管理システムで適切に備品を管理するには、所管課からのより具体的で統一された事務の指導が重要である。

職員の意識強化、備品管理の統一化を図るため管理マニュアルの作成等、改善に向けて具体的な取組みを早急に進められたい。

2 備品の有効利用について

備品取得後の有効性について、あまり考慮されていないように見受けられる。

学校で不用になった備品、あるいは調達を要する備品等について、他部署での遊休備品や死蔵備品の再利用に貢献されたい。

廃棄を行う備品の中には、他部署での再利用が可能なものや、本来の機能を失っていても部品や原材料に価値のあるものも含まれることから、情報提供や売却益を得るための検証を行うべきで、客観的な根拠に基づくことなく廃棄しないよう、必要な検証を行われたい。これらは、有効性の観点から他部署での有効活用はもとより、売却価格の見積書を徴するなど、廃棄決定の前に十分な検証を行うべきである。

また、備品の更なる活用には相互貸借が有効な方法の一つであると考え、共同利用を行うためには、対象備品等について、各学校での保有状況や使用状況など管理情報が容易に共有できるシステムや共同利用に必要な管理体制の構築を検討する必要があり、これら共同利用実施に必要な環境整備を進め、備品の有効活用を促進するため、貸借に係る手続きが平易に行うことができるような仕組みづくりを研究されたい。

第5 まとめ

1 総括意見

厳しい財政運営が続く中、限られた財源を有効に活用することが求められている。

昨年に引き続き「備品の管理、活用について」をテーマとして、今年も学校現場のみを監査対象とした。その結果、備品シールの貼付がなく物品の特定が困難なものなど、日常的な管理が必ずしも徹底されていない実態が見受けられた。

なお、平成24・25年度の2ヶ年にわたる備品調査の対象とならなかった各部署の備品についても、改善・検討を要する課題等が多く存在するものと推察される。

人事異動や機構改革などに伴い備品も日常的に異動が生じているなかで、備品管理事務は、仕事の緩急度合いから事後処理になり易く、未処理のままになりかねない危険性をはらんでおり、定期的に照合確認するチェック体制の導入が必要と思われる。適正な備品管理に不可欠なのは、職員一人ひとりの意識高揚と指導部署からの指導の充実強化と考えられるため、全庁的に改善に向けた取り組みを早急に進められたい。

最後に、金額の多寡にかかわらず、備品の一つひとつが、他の財産と同様に市民の負担が形を変えたものである事の認識をより強く持って、備品の管理体制の充実強化に一層の努力を期待する。